



2026 年 6 月 18 日

各位

会 社 名 ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 近 健 太
(コード番号 7203 東証プライム・名証プレミア)
お 問 合 せ 先 資 本 関 連 事 業 部 長 森 山 由 英
(T E L . 0 5 6 5 - 2 8 - 2 1 2 1)

(開示事項の変更) 従業員に対する株式交付制度の一部変更について

当社は、2025 年 8 月 7 日公表の「従業員に対する株式交付制度としての自己株式の処分に関するお知らせ」のとおり、同日付で、当社の幹部職のうち、一定の要件を満たす者を対象とする、株式付与 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託を活用した株式交付制度（以下「本制度」という。）の取得株式の総額等の詳細を決定し、本制度の内容を公表しておりました。今般、当社は、本制度の内容のうち、受益権確定日等について一部変更することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

本制度の内容のうち、受益権確定日等について、実務運用を踏まえて一部変更することにしたため。

2. 変更内容（変更箇所につきましては、下線を付して表示しております。）

【変更前】

2. 処分の目的および理由

<前略>

本制度は、対象従業員に業績に応じてポイントを付与し、当該ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を行う制度です。対象従業員が退職した場合、死亡した場合、または本制度が廃止された場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、対象従業員が死亡した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、相続人が本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

受益権確定日は、対象従業員が退職した場合には、退職日の属する事業年度終了直後の 8 月の第 1 営業日とし、対象従業員が死亡した場合または本制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第 1 営業日とします。<後略>

【変更・訂正後】

2. 処分の目的および理由

<前略>

本制度は、対象従業員に業績に応じてポイントを付与し、当該ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等を行う制度です。対象従業員が退職した場合、死亡した場合、本制度が廃止された場合、または対象従業員が本制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合に、当社株式等の交付等を行います。ただし、株式交付条件を満たした対象従業員が国内非居住者である場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、対象従業員が死亡した場合には、その時点におけるポイント数に相当する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、相続人が本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

受益権確定日は、対象従業員が退職した場合には、退職日とし、対象従業員が死亡した場合または本制度が廃止された場合には、事由発生直後の翌々月の第1営業日とし、対象従業員が本制度の対象とならない国の居住者となることが決定した場合には、株式交付規準で定める所定の日とします。

<後略>

以上